

＊北海道公報		発行 北海道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント㈱
目次		ページ
告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		(広報広聴課) 33
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出		(農業支援課) 33
○道営土地改良事業変更計画の決定		(農業施設管理課) 34
○道営土地改良事業の工事の完了		(農業施設管理課) 34
○知事権限に係る保安林の指定の解除		(治山課) 34
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更		(治山課) 34
○森林法による通知に代える公示		(治山課) 35
道立稚内水産試験場告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		35
告 示		
北海道告示第479号		
次のとおり随意契約の相手方を決定した。		
平成18年5月23日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量		
(1) 名 称 平成18年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務		
(2) 数 量 14,400,000部		
2 随意契約の相手方を決定した日		
平成18年4月26日		
3 随意契約の相手方の氏名及び住所		
(1) 氏 名 株式会社電通北海道		
(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11番地1		
4 随意契約に係る契約金額		
198,912,000円		
5 契約の相手方を決定した手続		
随意契約		
6 随意契約によった理由		
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1) 名 称 北海道知事政策部知事室広報広聴課		
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目		
北海道告示第480号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。		
平成18年5月23日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
美瑛土地改良区		
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別氏 名 住 所
就 任	平成18. 5. 4	理 事 寺 崎 實 上川郡美瑛町字下宇莫別第2
同	同	同 野 村 栄 一 同 字美瑛原野2線
同	同	同 福 家 敏 春 同 字置杵牛上精美
同	同	同 石 橋 俊 光 同 字美沢共立
同	同	同 古 川 勝 義 同 字みどり
同	同	同 相 内 幸 春 同 字中字莫別中部
同	同	同 岡 田 文 明 同 字朗根内更生
同	同	同 寺 林 憲 秀 同 字横牛第1
同	同	同 監 事 谷 口 幹 男 同 字新星第1
同	同	同 畑 野 清 春 同 字俵真布中央
退 任	平成18. 5. 3	理 事 平 間 正 衛 同 旭町1丁目12番22号
同	同	同 野 村 栄 一 同 字美瑛原野2線
同	同	同 福 家 敏 春 同 字置杵牛上精美
同	同	同 石 橋 俊 光 同 字美沢共立
同	同	同 古 川 勝 義 同 字みどり
同	同	同 寺 崎 實 同 字下宇莫別第2
同	同	同 相 内 幸 春 同 字中字莫別中部
同	同	同 岡 田 文 明 同 字朗根内更生
同	同	同 鹿 島 郁 夫 同 字横牛第1
同	同	同 監 事 谷 口 幹 男 同 字新星第1
同	同	同 畑 野 清 春 同 字俵真布中央

伊達土地改良区					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成18. 4. 7	理 事	舟 迫 亮 一	伊達市長和町124番地	
同	同	同	横岸澤 律 夫	同 上長和町266番地 1	
同	同	同	森 紀 夫	同 館山下町71番地	
同	同	同	上 野 康 雄	同 上長和町323番地	
同	同	同	寺 島 茂 之	同 館山町32番地 3	
同	同	同	遊 佐 義 秀	同 長和町356番地 2	
同	同	同	八木沼 保 幸	同 上長和町436番地 3	
同	平成18. 4. 1	監 事	館 市 弘 太	同 上長和町235番地 4	
同	同	同	大 坪 孝 雄	同 上長和町144番地 3	
退 任	平成18. 4. 6	理 事	前 田 壽 昭	同 長和町351番地 2	
同	同	同	舟 迫 亮 一	同 長和町124番地	
同	同	同	横岸澤 律 夫	同 上長和町266番地 1	
同	同	同	江 口 常 雄	同 上長和町81番地	
同	同	同	佐 藤 孝 美	同 末永町119番地 3	
同	同	同	寺 島 茂 之	同 館山町32番地 3	
同	同	同	栗 橋 隆 幸	同 上長和町422番地	
同	平成18. 3.31	監 事	館 市 弘 太	同 上長和町235番地 4	
同	同	同	神 取 勝 平	同 長和町562番地	

北海道告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年5月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
茂 平 沢	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ）	北海道石狩支庁

豊 里 北 同		（区画整理、農業用排水、暗きょ）		北海道空知支庁
---------	--	------------------	--	---------

北海道告示第482号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
東 産 土	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水）	平成17. 9.27
同	同（暗きょ）	同 16.12.10
川 沿	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ）	同 17.11.30
小 平 東	中山間地域総合農地防災（農業用排水）	同 16. 3. 1
同	同（土留工）	同 15.12.24
同	同（暗きょ）	同 17.12.19
田 浦 北	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）	同 17.12.20
共 和	経営体育成基盤整備（区画整理）	同 17.10.28
同	同（農業用排水、暗きょ）	同 17. 2.10
上 長 和	農免農道整備	同 18. 1.23

北海道告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	解除に係る保安林の所在場所	古平郡古平町大字新地町309・322（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
3	解 除 の 理 由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年5月23日

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同法第33条第1項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を根室市役所の掲示場に掲示する。その要旨は、平成18年北海道告示第484号のとおりである。

平成18年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不分明な者

根室市檜昔100ほか1筆所在の森林について所有権を有する 大 村 き

根室市檜昔100ほか1筆所在の森林について所有権を有する 佐々木 満壽子

道立稚内水産試験場告示

北海道立稚内水産試験場告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月23日

北海道立稚内水産試験場長 佐 野 満 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 試験調査船北洋丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期日 平成18年8月23日
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数250トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年5月23日から6月7日まで

イ 申請の方法 申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-0001 稚内市末広4丁目5番15号
北海道立稚内水産試験場企画総務部

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立稚内水産試験場企画総務部

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 稚内市末広4丁目5番15号 北海道立稚内水産試験場会議室
(送付による場合は、郵便番号 097-0001 稚内市末広4丁目
5番15号 北海道立稚内水産試験場企画総務部)
- (2) 入 札 日 時 平成18年7月3日 午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道立稚内水産試験場企画総務部
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道立稚内水産試験場のホームページ（<http://www.fishexp.pref.hokkaido.jp/exp/wakkanai/>）において、ダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立稚内水産試験場企画総務部
- (2) 所 在 地 郵便番号 097-0001 稚内市末広4丁目5番15号
電話番号 0162-32-7177
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery research vessel HOKUYO-MARU Repair Service 1 Set.
- B Bid tendering date and time : 10:00 A.M. July 3, 2006.
- C Contact : Division of General Administration, Hokkaido Wakkanai Fisheries
Experiment Station, 4-Chome, 5-Ban, 15-Gou, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido 097-0001
Japan.
Phone : 0162-32-7177

正 誤

○平成18年5月9日（第1770号）

北海道教育庁実習船管理局告示第1号（特定調達契約に係る入札の告示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
9 左 22及び25
誤 定期検査
正 第二種中間検査
